

県南広域振興局長告示第15号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者が指定介護予防サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和6年2月16日

県南広域振興局長 小 島 純

介護予防訪問看護

| 介護保険事業所番号 | 事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 廃止年月日 |
|------------|------------|--------------|----------------|-----------|
| 0362590028 | 奥州市病院事業管理者 | 前沢訪問看護ステーション | 奥州市前沢字立石180番地1 | 令和6年3月31日 |